

佐賀県鳥獣保護区等位置図について

- この図面は、鳥獣保護区・特定猟具使用禁止区域等の位置を示したものです。

概略のため、位置が明確に判断できないときは、下記鳥獣担当課へ問い合わせる等、誤りのないようにしてください。

- 佐賀県の鳥獣担当課は次のとおりです。

 行政機関名	 所在地	 管轄市町	 電話番号
佐城農業振興センター 農業企画課	佐賀市川副町南里1088	佐賀市・多久市・小城市	0952-45-8888
三神農業振興センター 農業企画課	三養基郡上峰町坊所112-1	鳥栖市・神埼市・吉野ヶ里町・基山町上峰町・みやき町	0952-52-1231
東松浦農業振興センター 農業企画課	唐津市二太子三丁目1-5	唐津市・玄海町	0955-73-9347
西松浦農業振興センター 農業企画課	伊万里市新天町122-4	伊万里市・有田町	0955-23-5106
藤津農業振興センター 農業企画課	鹿島市納富分2643-1(鹿島新世紀センター内)	武雄市・鹿島市・嬉野市・大町町江北町・白石町・太良町	0954-63-5115
生産者支援課	佐賀市内一丁目1-59	-	0952-25-7113

- 携帯・報告等の義務

<p>(1) 狩猟者登録証の携帯・提示</p> <p>　狩猟を行う際は、狩猟者登録証(銃猟の場合は銃砲所持許可証を含む)を必ず携帯し、請求があれば提示すること。</p> <p>　なお、狩猟者記章は衣服(胸部など)の見えやすい場所に貼ること。</p> <p>(2) 捕獲報告</p> <p>　狩猟者登録証に捕獲場所(メッシュ番号)、捕獲した鳥獣名、捕獲数を記入し報告すること。</p> <p>(3) 住所・氏名の変更届出</p> <p>　変更した日から遅延なく(2週間以内)に知事に届出ること。</p> <p>(4) 狩猟者登録証の返納</p> <p>　狩猟者登録の有効期間満了後30日以内に上記(2)を記載して返納すること。</p> <p>〔返納先〕〒840-0027 佐賀市本庄町大字本庄278-4(森林会館内) 一般社団法人 佐賀県猟友会 TEL 0952-26-6543</p> <p>(5) 標識の設置</p> <p>　網、わなには、それぞれの猟具ごとに住所、氏名、狩猟者登録証に記載された都道府県知事名、登録年度及び登録番号を記載した金属製又はプラスチック製の標識を見やすい場所に設置すること。</p> <p>　なお、1字の大きさは縦1.0センチメートル以上、横1.0センチメートル以上の文字とすること。</p>

- 土地所有者の承諾

<p>(1) 垣、柵その他これに類するもので囲まれた土地</p> <p>(2) 作物のある土地</p> <p>　上記の場所で狩猟する場合には、土地所有者(占有者)の承諾が必要。</p>

- その他の禁止事項

<p>(1) 非狩猟鳥獣の捕獲等をするること。</p> <p>(2) 狩猟鳥類のひな及び卵の捕獲等又は採取等をすること。</p> <p>(3) ヤマドリを許可なく販売すること。</p> <p>(4) 違法捕獲物の譲渡、譲受け、又は販売、加工若しくは保管のための引渡し若しくは引受けをすること。</p> <p>(5) 鳥獣保護区等の標識や施設の移転、汚損、破壊又は除去すること。</p>

- 狩猟鳥獣の種類

鳥類	カワウ、マガモ、カルガモ、コガモ、ヨシガモ、ヒドリガモ、オナガガモ、ハシビロガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ、スズガモ、クロガモ、エゾライチョウ、ヤマドリのおス（コシジロヤマドリを除く）、キジのおス、コジュケイ、ヤマシギ、タシギ、キジバト、ヒヨドリ、ニウナイスズメ、スズメ、ムクドリ、ミヤマガラス、ハシボソガラス、ハシブトガラス…以上 26 種
獣類	タヌキ、キツネ、ノイス、ノネコ、テン（ツシマテンを除く）、イタチ（オス）、シベリアイタチ、ミンク、アナグマ、アライグマ、ヒグマ、ツキノワグマ、ハクビシン、イノシシ、ニホンジカ、タイワンリス、シマリス、ヌートリア、ユキウサギ、ノウサギ…以上 2 0 種
	(注)次の狩猟鳥獣は、佐賀県内での狩猟による捕獲等が禁止されている。 ・ヤマドリのメス ・キジ(ニホンキジ)のメス

※ 県では、1月11日前後に、ガンカモ科及びカワウの鳥類の生息調査の実施を予定しておりますので、狩猟の自粛等協力をお願いします。
また、ヨシガモ、ハシビロガモ及びクロガモについては、全国的に観察数が減少しているため、狩猟の自粛をお願いします。

- 狩猟期間

狩 猟 鳥 獣	狩 猟 期 間
イノシシ以外の狩猟鳥獣	11月15日～ 2月15日
イノシシ	11月15日～ 3月15日
イノシシ(はこわな及びその止めさしのために銃器を使用する猟法に限る)	11月 1日～11月14日 3月16日～ 3月31日

- 1日当たりの捕獲羽(頭)数の上限

種 類	羽 数 又 は 頭 数
マガモ、カルガモ、コガモ、ヨシガモ、ヒドリガモ、オナガガモ、ハシビロガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ、スズガモ及びクロガモ	合計して5羽(網を使用する場合によっては、狩猟期間を通じて200羽以内)
エゾライチョウ	2羽
ヤマドリ及びキジ	合計して2羽
コジュケイ	5羽
ヤマシギ及びタシギ	合計して5羽
キジバト	10羽

- 捕獲禁止場所

<div> <p>(1) 鳥獣保護区及び特別保護地区 ―――― 鳥獣保護区等位置図記載のとおり</p> <p>(2) 休猟区</p> <p>(3) 公道(農道を含む)</p> <p>(4) 自然公園法(昭和32年法律第161号)第21条第1項の特別保護地区</p> <p>(5) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第6項の都市計画施設である公共空地その他公衆慰楽の目的で設けた園地であって、囲い又は標識によりその区域を明示したものの</p> <p>(6) 自然環境保全法(昭和47年法律第85号)第14条第1項の原生自然環境保全地域</p> <p>(7) 社寺境内及び墓地</p> <p>※ 上記(1)～(7)の区域内に銃弾が通過した場合や、わなにかかった鳥獣が入り込む場合も、捕獲禁止場所での捕獲行為と見なされる。</p> </div>

- 猟具ごとの規制(使用禁止)

○銃猟の禁止
(1) 特定猟具使用禁止区域(銃器)内での銃猟
(2) 住居が集合している地域又は広場、駅その他の多数の者が集合する場所での銃猟
(3) 弾丸の到達する恐れのある人、飼養若しくは保管されている動物、建物又は電車、自動車、船舶その他の乗り物に向かった銃猟
(4) 暦による日没後から暦による日の出までの間における銃猟
○わな猟の禁止
(1) 特定猟具使用禁止区域(わな)内でのわな猟 <p>※使用を禁止するわなの種類は、区域ごとに異なるため注意すること</p>
(2) 学校や通学路の周辺、子供の遊び場となっているような空き地及びその周辺、自然観察路、野外レクリエーション等の目的のため利用する者が多いと認められる場所でのわな猟

- 猟法の禁止

(1) 危険防止等を目的とした禁止猟法 <p>爆発物・劇薬・毒薬・据銃・おとしあな・その他、人の生命又は身体に重大な危害を及ぼすおそれがあるわな</p>
(2) 狩猟鳥獣の保護繁殖等を図ることを目的とした禁止猟法 <p>ア ユキウサギ及びノウサギ以外の狩猟鳥獣の捕獲等をするため、はり網を使用する方法(人が操作することによってはり網を動かして捕獲等をする方法を除く。)</p> <p>イ 口径の長さが10番の銃器又はこれより口径の長い銃器を使用する方法</p> <p>ウ 飛行中の飛行機若しくは運行中の自動車又は5ノット以上の速力で航行中のモーターボートの上から銃器を使用する方法</p> <p>エ 構造の一部として3発以上の実包を充てんすることができる弾倉のある散弾銃を使用する方法</p> <p>オ 装薬銃であるライフル銃(ヒグマ、ツキノワグマ、イノシシ及びニホンジカにあっては、口径の長さが5.9ミリメートル以下のライフル銃に限る。)を使用する方法</p> <p>カ 空気散弾銃を使用する方法</p> <p>キ 同時に31以上のわなを使用する方法</p> <p>ク 鳥類並びにヒグマ及びツキノワグマの捕獲等をするため、わなを使用する方法</p> <p>ケ イノシシ及びニホンジカの捕獲等をするため、くくりわな(輪の直径が12センチメートルを超えるもの(※)、締付け防止金具が装着されていないもの、よりもどしが装着されていないもの又はワイヤーの直径が4ミリメートル未満であるものに限る。)、おし又はとらばさみを使用する方法 <p>※本県では第二種特定鳥獣管理計画(第5期)に基づき、イノシシの捕獲に限り、くくりわなの輪の直径の制限を解除している。</p></p> <p>コ ヒグマ、ツキノワグマ、イノシシ及びニホンジカ以外の獣類の捕獲等をするため、くくりわな(輪の直径が12センチメートルを超えるもの又は締付け防止金具が装着されていないものに限る。)、おし又はとらばさみを使用する方法</p> <p>サ つりばり又はとりもちを使用する方法</p> <p>シ 矢を使用する方法</p> <p>ス 犬に咬みつさせることのみにより捕獲等をする方法又は犬に咬みつかせて狩猟鳥獣の動きを止め若しくは鈍らせ、法定猟法以外の方法により捕獲等をする方法</p> <p>セ キジ笛を使用する方法</p> <p>ソ ヤマドリ及びキジの捕獲等をするため、テープレコーダー等電気音響機器を使用する方法</p>

狩猟及び有害鳥獣捕獲のため国有林へ入林する場合は、次の事項に協力願います。

- 国有林野内で狩猟される場合は、事前にその区域の国有林野を管轄する森林管理署長等へ「入林届」を提出すること。有害鳥獣の捕獲を実施する場合は、森林管理署等へ「有害鳥獣捕獲等実施届」を提出すること。国有林野に入林する場合には、車両の見やすいところに「入林届(写し)」又は「有害鳥獣捕獲等実施届」の写しを掲示すること。
- 国有林野内で作業を行っている者の安全確保のため、国有林野内の作業地及びその周辺については、「立ち禁止区域」とするので絶対に立ち入らないこと。
- 銃猟は、その場所が安全であることを確認してから実施すること。
- 車両で国有林野内の林道を通行する場合には、安全運転に努めること。
- 山火事が発生しないよう火気に十分注意すること。
- 立木に損傷を与えたり草木を採取したりしないこと。
- 林内に持ち込んだ缶飲料等の空き缶は必ず持ち帰ること。
- 施設及び表示板等を損傷しないこと。

九州森林管理局

問い合わせ先： 佐賀森林管理署 佐賀市成章町2番11号
TEL0952-26-1111

狩猟及び有害鳥獣捕獲のため県営林へ入林する場合は、次の事項に協力願います。

- 県営内で狩猟をされる場合は、事前にその区域を管轄する県林業課長又は農林事務所長に「県営林入林許可申請」を提出すること。
- 県営林野に入林する場合は、車両の見やすいところに「入林許可」を掲示すること。
- 県営林野内で作業を行っている者等の安全確保のため、作業地及びその周辺については、絶対に立ち入らないこと。
- 猟銃は、その場所が安全であることを確認してから使用すること。
- 車両で県営林内の林道等を通行する場合には安全運転に努めること。
- 山火事が発生しないよう火気に充分注意すること。
- 立木に損傷を与えたり草木を採取したりしないこと。
- 林内に持ち込んだ缶飲料等の空き缶は必ず持ち帰ること。
- 施設及び表示板等を損傷しないこと。
- 佐賀県営林地図については佐賀県ホムページでご確認ください。

佐賀県林業課

問い合わせ先： 佐賀県林業課 佐賀市内一丁目1番59号
TEL0952-25-7130

佐賀県で狩猟される皆さまへ

◎ 危険防止のため、次のことに注意しましょう。

- 銃の点検。
- 脱包の励行。
- 銃口を人に向けない。
- 水平撃ちはさける。
- あわてずに、矢先の確認をする。
- 猟犬の教育・管理を適切に行うこと。

◎ 狩猟道徳の向上に努めましょう。

- 狩猟鳥獣は、現在の狩猟者だけのものではないという考えを持つこと。
- 獲物の数を誇るような風習をやめること。
- 確実に種類が判別でき、確実に捕獲できると判断した獲物だけを撃つこと。
- わな、網等に非狩猟鳥獣がかかった場合は、ただちに放してやること。
- 半矢にした場合は追跡して回収に努めること。
- 先着の狩猟者の先回りをしないようにすること。
- 他の狩猟者が狙っている獲物には、銃口を向けないようにすること。
- 農耕地や幼齢造林地に踏み込んで、所有者に被害を与えないようにすること。

◎ 山火事が起きないように火気の取扱いに注意しましょう。

(参考)佐賀県の日の出、日の入時刻表

年別	2024				2025					
月別	11月		12月		1月		2月		3月	
<div> <div>出 入</div> <div>日 別</div> <div>日</div> </div>	日の出	日の入	日の出	日の入	日の出	日の入	日の出	日の入	日の出	日の入
	時:分	時:分	時:分	時:分	時:分	時:分	時:分	時:分	時:分	時:分
1	6:37	17:27	7:04	17:11	7:22	17:22	7:15	17:51	6:47	18:16
2	6:38	17:26	7:05	17:11	7:22	17:23	7:14	17:51	6:46	18:16
3	6:39	17:25	7:06	17:11	7:23	17:24	7:13	17:52	6:45	18:17
4	6:40	17:25	7:07	17:11	7:23	17:25	7:12	17:53	6:43	18:18
5	6:41	17:24	7:07	17:11	7:23	17:26	7:12	17:54	6:42	18:19
6	6:42	17:23	7:08	17:11	7:23	17:26	7:11	17:55	6:41	18:20
7	6:42	17:22	7:09	17:11	7:23	17:27	7:10	17:56	6:40	18:20
8	6:43	17:21	7:10	17:12	7:23	17:28	7:09	17:57	6:38	18:21
9	6:44	17:21	7:11	17:12	7:23	17:29	7:08	17:58	6:37	18:22
10	6:45	17:20	7:11	17:12	7:23	17:30	7:07	17:59	6:36	18:23
11	6:46	17:19	7:12	17:12	7:23	17:31	7:06	18:00	6:35	18:24
12	6:47	17:19	7:13	17:12	7:23	17:32	7:06	18:01	6:33	18:24
13	6:48	17:18	7:13	17:12	7:23	17:32	7:05	18:02	6:32	18:25
14	6:49	17:17	7:14	17:13	7:22	17:33	7:04	18:03	6:31	18:26
15	6:50	17:17	7:15	17:13	7:22	17:34	7:03	18:04	6:29	18:27
16	6:51	17:16	7:15	17:13	7:22	17:35	7:02	18:04	6:28	18:27
17	6:52	17:16	7:16	17:14	7:22	17:36	7:01	18:05	6:27	18:28
18	6:52	17:15	7:17	17:14	7:22	17:37	7:00	18:06	6:25	18:29
19	6:53	17:15	7:17	17:15	7:21	17:38	6:59	18:07	6:24	18:30
20	6:54	17:14	7:18	17:15	7:21	17:39	6:57	18:08	6:23	18:30
21	6:55	17:14	7:18	17:16	7:20	17:40	6:56	18:09	6:21	18:31
22	6:56	17:13	7:19	17:16	7:20	17:41	6:55	18:10	6:20	18:32
23	6:57	17:13	7:19	17:17	7:20	17:42	6:54	18:11	6:19	18:32
24	6:58	17:13	7:20	17:17	7:19	17:43	6:53	18:11	6:17	18:33
25	6:59	17:12	7:20	17:18	7:19	17:44	6:52	18:12	6:16	18:34
26	7:00	17:12	7:20	17:18	7:18	17:45	6:51	18:13	6:15	18:35
27	7:01	17:12	7:21	17:19	7:18	17:46	6:50	18:14	6:13	18:35
28	7:02	17:12	7:21	17:20	7:17	17:47	6:48	18:15	6:12	18:36
29	7:02	17:12	7:21	17:20	7:16	17:48			6:11	18:37
30	7:03	17:11	7:22	17:21	7:16	17:49			6:09	18:38
31			7:22	17:22	7:15	17:50			6:08	18:38

(注)1分程度の誤差がある場合がありますので、新聞等で確認してください。

11月1日～11月14日及び3月16日～3月31日は、はこわなによるイノシシの狩猟のみですので、注意してください。